

小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金交付申請時のチェックリスト

	提出書類	確認事項
1	交付申請兼実績報告書	<input type="checkbox"/> 自己所有の場合は設備を所有する方の情報を、リース等の場合はリース等事業者の情報を交付申請者欄に記載していること <input type="checkbox"/> 補助を希望する設備は太陽光発電システム、太陽光発電と蓄電池システム、太陽熱利用システムのいずれかとなっていること
2	本人確認書類又は申請者実在証明書等の写し	(個人が申請する場合) <input type="checkbox"/> 運転免許証やマイナンバーカード等のうち、いずれか一つであること <input type="checkbox"/> 交付申請者が設備を設置した建物に居住する又は居住予定の場合、住所が一致していること (事業者が申請する場合) <input type="checkbox"/> 商業登記の履歴事項全部証明書、商業登記の現在事項全部証明書、法人印の印鑑登録証明書のうち、いずれか一つであること <input type="checkbox"/> 個人の場合は確定申告書、開業届、許認可証のうち、いずれか一つであること
3	売買等契約書の写し	<input type="checkbox"/> 設備を自己所有する場合のみ提出すること <input type="checkbox"/> 契約者は交付申請者と同一であること <input type="checkbox"/> 契約日は事前申込の審査完了日より後であること
4	リース又はPPA契約書の写し	<input type="checkbox"/> 交付申請者がリース等事業者の場合に提出すること <input type="checkbox"/> 契約日は事前申込の審査完了日より後であること <input type="checkbox"/> リース料金又はサービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かること <input type="checkbox"/> 設備の法定耐用年数が経過するまで継続的に使用するために必要な措置等がとられていること(契約書に記載されていない場合は証明する書類等を別途提出すること) <input type="checkbox"/> リース等の期間が設備の法定耐用年数よりも短い場合は、再リース等により法定耐用年数が経過するまで継続的に使用することが担保されていること(契約書に記載されていない場合は証明する書類等を別途提出すること)
5	交付対象設備の購入及び設置に係る費用の領収書及び支払明細書の写し	<input type="checkbox"/> 交付対象設備を自己所有する場合は領収書の宛名が交付申請者と同一であること <input type="checkbox"/> 明細書は領収書等の金額の内訳が確認できること <input type="checkbox"/> 対象設備の仕様(メーカー、型番等)が記載されていること
6	交付対象設備の保証書等の写し	<input type="checkbox"/> 購入者及び購入日が記載されていること <input type="checkbox"/> 設備の仕様(メーカー、型番等)が記載されていること
7	交付対象設備を設置及び使用する建物の全景写真	<input type="checkbox"/> 画像が鮮明であり、A4用紙にカラー印刷されていること <input type="checkbox"/> 建物の全景が分かること(可能な限り全方向から撮影すること) <input type="checkbox"/> 建物の屋根形状や色彩、屋根勾配、軒の出、外壁の色彩、敷地内の植栽状況がわかること

小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金交付申請時のチェックリスト

8	交付対象設備の設置状況が分かる写真	<input type="checkbox"/> (太陽光発電システムの場合)太陽電池モジュールの枚数、パワーコンディショナーや発電する電力量を計測及び記録する機器の設置が分かること <input type="checkbox"/> (蓄電池システムの場合)蓄電池システムの設置場所が分かること <input type="checkbox"/> (太陽熱利用システムの場合)集熱器の枚数や蓄熱槽の設置場所が分かること
9	交付対象設備の型番と銘板が分かる写真	<input type="checkbox"/> 設備の型番や製造年式等がわかること <input type="checkbox"/> 交付申請兼実績報告書に記載された設備の情報と同一であること
10	系統連系の開始を証する書類の写し	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システムを設置し、余剰電力を売電する場合は提出すること <input type="checkbox"/> 接続契約の案内書、電力の買取明細、設備変更申請確認書類等のうち、いずれか一つであること
11	町長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/> 町からの指示があった場合に提出すること

※このチェックリストは提出不要です